

## 第10回瑞穂町行政評価委員会 次第

日 時 平成26年7月3日（木）午前10時

場 所 瑞穂町役場3階 議会委員会室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 平成25年度事務事業評価シートの外部評価について

① 【選挙啓発事務】

② 【町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務】

③ 【特定健康診査・特定保健指導】

### 3 その他

平成 25 年度事務事業評価シート

事務事業名	選挙啓発事務		担当部署	企画部 総務課 総務係	
			作成者	小林 芳成	
分野名	地域協働	民間委託の形態	全部委託	一部委託	
大項目	選挙管理	実施計画書掲載	○		
小項目	投票率の向上	事業期間	昭和27年～		
根拠計画及び根拠法令	公職選挙法第6条				
内容・目的 <small>(どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)</small>	<p>選挙は国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であり、住民一人一人が政治に関心を持つことが重要である。無関心層の政治・選挙に対する意識を取り戻すため、町や地域の行事等を通じて選挙の啓発を行い、選挙の大切さを訴える必要がある。</p> <p>啓発は日ごろの啓発（常時啓発）と選挙時における啓発（選挙時啓発）に分けて、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常時啓発 明るい選挙ポスターコンクール、街頭啓発（さくらまつり、夏まつり等のイベント開催時）、新成人への啓発（成人式、年賀状の送付）</li> <li>選挙時啓発 広報「選挙特集号」・選挙公報の発行（全世帯配布）、庁用車による啓発（マグネットシート使用）、広報車による広報（投票日前の3日間）、懸垂幕・横断幕・のぼり旗設置（箱根ヶ崎駅、役場周辺）、大型ショッピングモール等への館内放送及びポスター掲示依頼、メール配信サービスによる情報発信</li> </ul>				
事業概要 経緯 <small>(いつからどのように始まったのか)</small>	<p>昭和27年に施行された公職選挙法は、「選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し、必要と認める事項を選挙人に周知させる」ことを選挙管理委員会へ義務づけ、その後、時代の変化に即応した選挙制度の見直しが行われている。</p> <p>平成10年には不在者投票事由の緩和と手続きの簡素化、投票時間の変更（延長）などが実施されたことにより、投票参加の機会が拡大した。さらに平成15年には不在者投票制度が改正されるとともに期日前投票が制度化され、簡単・便利に投票できる環境の整備が行われた。</p> <p>（期日前投票所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民会館・武蔵野コミュニティセンター 平成16年7月11日参議院議員選挙より設置</li> <li>箱根ヶ崎駅東西自由通路 平成21年4月19日町長選挙より箱根ヶ崎駅前（貸店舗）に設置、平成22年7月11日参議院議員選挙より現在地へ設置。</li> </ul>				
課題 <small>(どのような問題があるのか)</small>	<p>明るい選挙ポスターコンクール等の小中学生への選挙啓発事業や、不特定多数の有権者を対象とする街頭での選挙啓発は、その啓発効果が直接に投票率に表れにくいものである。国及び東京都における選挙での投票率が依然と低迷していることから、近年、定着をしてきた期日前投票を積極的に広報し、投票率の向上に努める。また、若い世代（20歳代から30歳代）をターゲットに絞り、成人式等のイベントにおいて積極的な啓発活動を行う。</p>				

【長期総合計画における進捗状況評価】 ※年度終了後に記入

進捗状況評価	A 目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明 町主催の各種イベントでの啓発運動やメール配信、町内3ヶ所の期日前投票所の開設等の啓発活動を実施した。 若年層の投票率向上に向け、成人式会場での選挙啓発に併せて、新成人に対し選挙啓発を促す年賀状を郵送した。
	B 目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明	
	● C 順調に進捗し、期待通りの成果をあげている	
	D 順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明	
	E 当初の計画より遅れている、または取り組んでいない	
	F 当該事業実施の必要性がなくなった	

## 選挙に関する町民意識調査について

担 当	瑞穂町選挙管理委員会	審議・報告	報告 事項						
<b>1 調査の目的</b>	<p>瑞穂町の投票率は都の自治体の中でも低位にある。このため、平成25年度に執行された参議院議員通常選挙における町民の投票行動と住民意識、政治意識、選挙意識及び選挙啓発の関連を調査することにより、今後の選挙の執行・管理及び選挙啓発事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。</p>								
<b>2 調査方法と回収状況</b>	<p>調査対象：町内在住の18歳以上の男女個人2,000人（無作為抽出）                      調査方法：郵送によるアンケート調査                      調査期間：平成25年12月2日（月）～12月16日（月）                      &lt;回収状況&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">発送数</th> <th style="width: 25%;">回収数</th> <th style="width: 25%;">回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000件</td> <td>920件</td> <td>46.0%</td> </tr> </tbody> </table>			発送数	回収数	回収率	2,000件	920件	46.0%
発送数	回収数	回収率							
2,000件	920件	46.0%							
<b>3 分析方法</b>	<p>各調査項目間での分析をわかりやすくするため、政治への「関心度」を点数化している。（詳細はP 20参照。）                      得点の合計により、「関心 高」（15点～13点）、「関心 中」（12点～10点）、「関心 低」（9点以下）と区分した。                      以下の各調査項目の回答について、関心度の高中低により分析、比較した。</p>								
<b>4 調査結果の主な特徴</b>	<p>①P 2 6 政治に関心がない理由は、「応援したくなるような人・団体がいないから」が49.1%で最も多く、「個人の意見は政治に影響を与えないと思うから」が40.1%と、この2項目が4割台と多くなっている。</p> <p>②P 3 4 自分の考えや要望が政治にどの程度反映されていると感じるか聞いたところ、《反映されている》は国政が11.2%、都政が13.1%、町政が20.8%となった。政治のレベルに関わらず《反映されている》は関心度が高くなるほど多くなっている。ただし、全ての関心度で《反映されている》よりも《反映されていない》の方が、多くなっている。なお「関心低」層では「わからない」も47.7%と多くなっている。</p> <p>③P 4 5 普段、選挙に行っていますかという質問では、《行っている》と答えた方が80.1%となった。この結果からも、この調査に回答してくれた方は、比較的選挙に関する関心度が高い方だと考えられます。ただし、その中でも「関心低」層では32.1%が、投票に行っていないと回答している。</p> <p>④P 6 0 選挙についての考えでは「勝敗のはっきりしている選挙の場合はわざわざ投票へ行く必要はない」と考えている方が、「関心低」では27.1%、「適当な候補者がいなければ棄権するのもやむをえない」と考えている方が、「関心低」では44.0%もいる。また「争点のはっきりしない選挙には行っても仕方がない」と考えている方が、関心度が低い人でみると、39.9%もいる。</p>								

⑤P68 町の投票率が低い原因として、「どの政党・どの候補者が当選しても何も変わらないと考える人が多いから」が 54.7%で最も多く、以下、「政治への不信が高まり、政治に対する期待が持てないから」(46.7%)、「自分ひとりが投票しなくても結果に影響がないと思う人が多いから」(44.3%)、「政治や行政が自分の生活と関わることが少ない、と考える人が多いから」(42.7%)と続く。また、「どの候補者も似たようなことを言っており、政策の違いがわかりにくいから」が 32.3%、「当選させたくないような候補者がいないから」が 27.4%、「自分達や地元の利益を代弁してくれるような候補者がいないから」が 25.3%となっていて、候補者自身のPR不足に対する意見も多い。

## 5 調査結果からわかること

この調査に回答した 920 人 (2,000 人中) は、比較的選挙に関する関心度が高い方だと考えられます。その方々の中でさえ「関心度 中」「関心度 低」層の方々がいます。その方々は主に以下の場合、棄権すると回答しています。

- ・「適当な候補者がいなければ棄権するのもやむをえない」 44.0%
- ・「争点のはっきりしない選挙には行っても仕方がない」 39.9%
- ・「勝敗のはっきりしている選挙の場合はわざわざ投票へ行く必要はない」 27.1%

このことから、選挙啓発もさることながら、選挙候補者あるいは、選挙自体が魅力あるものとなり、関心度が上がらなければ、投票率の向上は望めないと考えられます。

平成 25 年度事務事業評価シート

事務事業名	町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務		担当部署	住民部 税務課 納税係	
			作成者	池田 朋代	
事業概要	分野名	行財政運営	民間委託の形態	全部委託	<input checked="" type="radio"/> 一部委託
	大項目	安定した財源の確保	実施計画書掲載	○	
	小項目	町税収能率の向上	事業期間	町税：昭和25年～、国保：昭和40年～、介護：平成12年～、後期：平成20年～	
	根拠計画及び根拠法令	国税徴収法、地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、瑞穂町税賦課徴収条例 等			
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	<p>租税は公平に課するだけでなく、公平に徴収しなければならない。税の確保が図られてこそ、充実した住民サービスを提供することができ、また住民の税への信頼に応えることができる。徴収面から租税の負担の公平を確保するため、強制手段（差押、搜索等）を含めた滞納整理を行うものである。</p> <p>町税等について、納期限までに納付がない場合は、滞納者に対し、①督促状（各納期）、催告状（年1回）、催告書（年2回）等による文書催告、②差押（不動産、預金等）、交付要求等の滞納処分、③徴収猶予等の納税の緩和措置（分割納付、原則1年、最高2年）等を行う。①～③を並行しながら、納税交渉（電話、臨戸）や財産調査を継続的に行い、滞納金を徴収して租税負担の公平を図るものである。</p>			
経緯 (いつからどのように始まったのか)	<p>①納税貯蓄組合を活用しての納税（納税のため、計画的に貯蓄を行い納付を容易かつ確実にする町内会ごとの組織）</p> <p>②納税貯蓄組合の廃止（平成10年度）</p> <p>③口座振替制度の充実（郵便局は平成11年度から）、平成17年度ハガキによる口座振替依頼書送付</p> <p>④嘱託員1名による徴収（平成11年度から）</p> <p>⑤嘱託員3名による徴収（平成14年度から）</p> <p>⑥高額滞納者で徴収困難である町・都民税を東京都に委託して、都が直接徴収する制度（平成15年度から）</p> <p>⑦納税指導員（国税OB）による指導及び助言（平成16年度から平成21年度まで）</p> <p>⑧組織強化のため、納税担当管理職1名の配置（平成16年度から平成19年度まで）</p> <p>⑨木曜夜間窓口の開始（平成16年度から）</p> <p>⑩駅舎横断幕やディスプレイにより納税啓発（平成17年度から）</p> <p>⑪納税の公平を保つため、自主納付の推進に伴う職員による夜間徴収廃止（平成18年度）</p> <p>⑫納税担当管理職の廃止に伴う担当職員増（平成20年度から）</p> <p>⑬納税指導員（国税OB）の退職により（財）東京税務協会から専門職1名派遣（平成22年度から）</p> <p>⑭（財）東京税務協会から専門職2名派遣（平成23年度から）</p> <p>⑮コンビニストア納付開始（平成25年度から）</p>				
課題 (どのような問題があるのか)	<p>平成19年度の税制改正により、町民税が6%の一律課税となるとともに、低所得者の町民税が増額となり、滞納者の増加につながっている。また、平成20年のリーマンショック以来の経済不況が、滞納者の増加に拍車をかけることにより、収納率が低下傾向にある。税収確保が厳しい状況の中、滞納処分の手法をより工夫する。</p>				

【長期総合計画における進捗状況評価】 ※年度終了後に記入

進捗状況評価	A 目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明 租税負担の公平を確保するために、督促状・催告書の発送、差押等の強制手段を含めた滞納処分を行った。
	B 目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明	
	<input checked="" type="radio"/> C 順調に進捗し、期待通りの成果をあげている	
	D 順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明	
	E 当初の計画より遅れている、または取り組んでいない	
	F 当該事業実施の必要性がなくなった	

25年度

事務事業名 町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務 担当部署

住民部 税務課 納税係

【目標・成果等】 ※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ●B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	平成27年度までに町税全体で収納率96%（平成23年度決算94.7%）、また、国保税で78%（平成23年度決算72.3%）をめざす。滞納処分（差押、搜索等）を積極的に行い、税金を確保するとともに、十分な調査のうえ執行停止、即時欠損等を行うことにより、滞納事案の整理促進を図る。コンビニエンスストア納付開始。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	町全体の収納率は95.3%（平成24年度95.1%）、また国保税は72.8%（平成24年度71.8%）となり、前年度比町税等0.2ポイント増、国保税1.0ポイント増となった。
今後改善すべき点	A実施済（中） ●B一部実施 C検討中 D未実施	説明	滞納事案の整理促進 国保税収納率向上対策

今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	十分な調査のうえ、強制手段（差押・搜索等）を含めた滞納整理を行う。また、適正な執行停止、即時欠損を行うことにより、滞納事案の整理促進を図る。
--------	---	----	--

【事業の適正性】 ※シート作成時に記入

		主管課	査定
内容・方法		課税された税額等に対して、特別な場合（倒産、破産、火災等による災害等）を除き、100%に近い収納率を目指している。窓口及び口座振替による収納を行っており、特に、当初納通に口座振替PRチラシを同封する等して、口座振替を推奨している。また、納付環境の整備（コンビニ等）については平成25年度から実施。納期内納付をしていない滞納者については、嘱託員の訪問による納税催促、納税相談による分納誓約、積極的な滞納処分（交付要求、差押、搜索等）を行っている。	公平・公正な徴収は、財源確保や住民の信頼を得るために必要なものである。経済不況の中ではあるが、収納率の維持、向上のため、納付環境（コンビニエンスストア納付）の周知徹底と、新たな滞納処分等を検討する必要がある。
	民間活力導入の必要性	●必要である 必要ではない	
予算・人員		課長1人、職員6人、嘱託員3人、（財）東京税務協会からの専門職派遣2名で対応しているが、滞納者が年々増加している。滞納処分をするための事務処理（調書作成、財産調査等）が、量と質とも年々高まっているため、更なる職員の増員及び事務処理時間の増加に伴う時間外手当の増を望む。	町から支出する補助金や諸団体への負担金を見直すとともに、委託料や光熱水費等の内容を再度精査し、適正な執行額を計上することが必要である。また、現在、一般財源で行っている事業については、国や都、諸団体等からの補助金の確保に努める必要がある。人員については現状維持が原則ですが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換えや一時的な協力体制などで対応を行うとともに、引き続き効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。
	人員増の必要性	●必要である 必要ではない	
総括		地方分権が到来し、税収の確保は町の最重要課題のひとつであるが、景気低迷による滞納者の増加により徴収業務が重要なものとなっている。引き続き、限られた人員の中で、最大の効果が得られるよう、新たな滞納処分手法の模索、効率的な業務運営をしていくことが必要である。	公平・公正な徴収は、財源確保や住民の信頼を得るために必要なものである。経済不況の中ではあるが、収納率の維持向上のため、納付環境の整備や新たな滞納処分等を検討し、住民課、福祉課、高齢課との更なる情報共有を怠らぬよう、連携する必要がある。
	評価	A新規予算計上 ●B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	A新規予算計上 ●B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】 ※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収も行っていることから、徴収率アップのために住民課、高齢課と連携を図る。生活保護及び保育料徴収等で福祉課と情報の共有を図る。
町民・議員・各種団体からの意見等	

事務事業名	町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務
担当部署	住民部 税務課 納税係

【評価指標】

指標名	町税の収納率			H20	H21	H22	H23	H24	H25			H26	H27
	目標値	単位	%			95以上	95以上	96.0		96.0		96.0	96.0
実績値	単位	%		95.4	94.8	95.4	94.7	95.1	95.3				
他自治体の状況	自治体名	羽村市		95.7	95.3	95.5	96.0	96.3	96.7				
コメント													
組織概要 羽村市納税課（16名）：課長1名、整理担当6名、収納指導員1名、収納推進員2名、管理担当4名、嘱託員2名、平成22年度より担当配置変更（平成22年9月現在）													

指標名	国保税の収納率			H20	H21	H22	H23	H24	H25			H26	H27
	目標値	単位	%			74以上	74以上	78.0		78.0		78.0	78.0
実績値	単位	%		74.6	74.3	71.3	72.3	71.8	72.8				
他自治体の状況	自治体名	羽村市		68.2	66.9	67.2	69.9	72.4	73.9				
コメント													
組織概要 羽村市納税課（16名）：課長1名、整理担当6名、収納指導員1名、収納推進員2名、管理担当4名、嘱託員2名、平成22年度より担当配置変更（平成22年9月現在）													

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25					H26	H27				
	事業費	21,939	18,018	18,839	20,833	19,980	24,023	24,023	20,680	20,463	18,830	22,779	22,790			
内訳																
国庫支出金																
都支出金																
地方債及びその他の特定財源																
一般財源	21,939	18,018	18,839	20,833	19,980	24,023	24,023	20,680	20,463	18,830	22,779	22,790				
予算・決算等の構成	決算額	決算額	決算額	決算額	予算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求				
報酬	11,340	10,213	8,976	8,256	6,012	8,256	8,256	6,192	6,192	5,981	8,256	8,256				
需用費	3,354	2,480	3,249	3,069	1,874	2,858	2,858	1,905	1,886	1,779	2,858	2,858				
役務費	5,301	4,342	4,980	4,888	4,807	4,948	4,948	4,468	4,476	3,633	5,054	5,065				
委託料	1,140	798	929	4,552	7,124	6,552	6,552	6,442	6,442	6,076	6,552	6,552				
使用料及び賃借料	588	59	587	59	59	59	59	59	59	59	59	59				
備品購入費	216	117	118		104	1,350	1,350	1,604	1,398	1,285						
公課費		9		9				10	10	17						
コメント	図書（国税徴収法等）、タイヤロック購入。 町外徴収嘱託員1名増。徴収嘱託員用電動自転車2台購入。 徴収嘱託員用電動自転車1台購入。					嘱託員1名減し、税務協会からの派遣1名増、国保会計で計上。徴収嘱託員用電動自転車1台購入。 不動産公売のための鑑定料、公告料等を計上。国保会計にて税務協会からの派遣日数増による収納専門員派遣委託料を増額。					コンビニ収納運営費として、役務費、委託料を計上。 庁用車購入のための備品購入費計上。（経過年数12年、走行距離92,587km）		コンビニ収納運営費として、役務費を計上。		コンビニ収納運営費として、役務費を計上。	

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	実施中
	実施予定
	検討中
	未検討
	● 協働できない

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	一部	シート事業全部

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力  
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	
------------------	--

平成 25 年度事務事業評価シート

事務事業名	特定健康診査・特定保健指導		担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 特定健診係
			作成者	鳥海博幸
分野名	保健・医療	民間委託の形態	全部委託	<input checked="" type="radio"/> 一部委託
大項目	疾病の予防	実施計画書掲載	○	
小項目	健康診査等の充実	事業期間	平成20年度から	
根拠計画及び根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律			
内容・目的 <small>(どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)</small>	<p>特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査）により、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群を抽出し、特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省で定めるものを行う保健指導）を行うことで、生活習慣病の予防を行い医療費削減を目指す。</p> <p>事業内容 対象者：40歳～74歳までの国民健康保険の加入者 方法：町医師会、公立福生病院、集団健診実施事業者及び特定保健指導実施事業者に委託 内容：特定健康診査→内臓脂肪症候群に注目した健診項目の実施 特定保健指導→特定健康診査の結果から判定される生活習慣病の発症リスクに応じて、専門職が対象者と面談し行動目標等の設定、実行継続のための支援を実施することで、生活習慣病への移行を抑える。</p>			
経緯 <small>(いつからどのように始まったのか)</small>	<p>平成18年6月 健康保険法の一部を改正する法律などの、医療制度関連法の成立（生活習慣病の慢性疾患の増加に伴い、医療費が増大したため） 平成20年度から全医療保険者に40歳～74歳までの被保険者、被扶養者に特定健康診査・特定保健指導の実施を義務付け、また、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するため、5年を一期とする特定健康診査等実施計画の策定も義務付けた。（高齢者の医療の確保に関する法律第18条、19条、24条） 第1期瑞穂町特定健康診査等実施計画（平成20年度～平成24年度）平成19年度策定済み。 第2期瑞穂町特定健康診査等実施計画（平成24年度～平成29年度）平成24年度策定済み。</p>			
課題 <small>(どのような問題があるのか)</small>	<p>特定健康診査では受診率が上がらないことである。未受診の主な理由は「受診するつもりだったが忘れた」「通院中、治療中なので受けない」「勤務先で受診している」である。（「未受診者アンケート調査」平成22年度実施より）特定保健指導では対象者に対する参加率が低いことである。理由としては「健診を受けたことで安心してしまう」「保健指導の必要性を考えるまでに達していない人が多い」ことが挙げられる。課題解決のため、地区特性に合わせた健診、保健指導の必要性の啓発活動（ポピュレーションアプローチ）、無関心期（病識がなく行動変化を考えない時期）の人への情報提供の工夫及び町医師会、関係団体等との連携が必要である。</p>			

【長期総合計画における進捗状況評価】 ※年度終了後に記入

進捗状況評価	A 目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明 特定健康診査を、町医療機関（個別健診）の他、公立福生病院、保健センター、武蔵野コミュニティセンター及び、殿ヶ谷会館で集団健診を実施した。さらに受診率アップのため、保健センターでは胃がん・肺がん、武蔵野コミュニティセンターでは、肺がん検診の同時受診を実施した。特定健康診査の受診率は、目標値を達成することができたが、特定保健指導の実施率は、目標値に及ばなかった。
	B 目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明	
	<input checked="" type="radio"/> C 順調に進捗し、期待通りの成果をあげている	
	D 順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明	
	E 当初の計画より遅れている、または取り組んでいない	
	F 当該事業実施の必要性がなくなった	



【目標・成果等】 ※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A 町長公約あるいは当該年度重要事業 B 当該年度に新規を含む事業 ● C 継続事業 D 規模を縮小していく事業	説明	第2期瑞穂町特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査等の目標受診率達成を目指す。 特定健康診査受診率 44% 特定保健指導実施率 25%
年度成果	A 目標を上回って達成できた。 ● B 目標をほぼ達成できた。 C 目標を半分まで達成できた。 D 目標を一部しか達成できなかった。	説明	特定健康診査の受診率及び実施率(暫定値) 特定健康診査受診率 44.6% 特定保健指導実施率 19.8%
今後改善すべき点	A 実施済(中) ● B 一部実施 C 検討中 D 未実施	説明	特定健康診査及び特定保健指導の目標率達成を目指す。 特定健康診査受診率 45%(平成26年度目標値) 特定保健指導実施率 30%(平成26年度目標値)

今後の方向性	A 拡大 ● B 現状のまま継続 C 手段等の見直し D 縮小 E 廃止・休止 F 完了・終了	説明	特定健康診査の受診率向上のため、公立福生病院の受診期間延長に向け協議する。集団健診とがん検診の同時受診の回数を増やす。40歳に到達した新規対象者へ特定健康診査の受診勧奨をする。特定保健指導の実施率向上のため、委託の他70歳から74歳を対象とした直営の特定保健指導を実施する。
--------	--	----	---

【事業の適正性】 ※シート作成時に記入

		主管課	査定
内容・方法	特定健康診査については、瑞穂町医師会、公立福生病院及び集団健診実施事業所に委託し実施。特定保健指導の対象者の選定及び階層化については、特定健診システムを活用し、対象者に対する保健指導は、一部業者委託とする。		特定保健指導では、生活習慣の改善に対する成果が期待されているため、今後も町医師会及び関係団体等との連携が必要である。また、健診受診率等の向上のため、各コミュニティセンターなどを活用し、健診の実施や他健(検)診との同時実施等の検討が必要である。
	民間活力導入の必要性	● 必要である 必要ではない	
予算・人員	事業の主たる財源は保険料となっているため、保健指導については、全面業者委託ではなく、事業の企画募集や一部の対象者への保健指導は担当課で行い、国保財政を圧迫しないよう実施する。また、健診及び保健指導の必要性の啓発活動や委託業者で対応できない対象者に支援を行うため、専門職(管理栄養士)の配置を要望する。		町から支出する補助金や諸団体への負担金を見直すとともに、委託料や光熱水費等の内容を再度精査し、適正な執行額を計上することが必要である。また、現在、一般財源で行っている事業については、国や都、諸団体等からの補助金の確保に努める必要がある。人員については現状維持が原則であるが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。
	人員増の必要性	● 必要である 必要ではない	
総括	特定健康診査については、平成25年度は、新たに地区会館での集団健診及び肺がん・胃がん検診の同時実施を行うことにより健診機会や利便性の拡大を図っている。受診率向上のため国保税の納税通知や保険証の切替年度を活用し啓発用チラシを同封するなど周知の徹底を図る。特定保健指導については委託事業者に一層の内容や方法の工夫を求めるとともに、70歳~74歳の動機付け対象者には直営で実施し実施率の向上をめざしていく。また6ヶ月間の事業終了後の取り組みへの支援が必要のため専門職(管理栄養士)の配置が必要である。特定保健指導対象者以外の生活習慣病のハイリスク者に対しては、平成24年度に引き続き健康課保健係と連携して取り組んでいく。		特定保健指導では、生活習慣の改善に対する成果が期待されているため、今後も町医師会及び関係団体等との連携が必要である。また、健診受診率等の向上のため、集団健診等をの利便性の向上に併せ、検診の周知徹底を行う必要がある。
	評価	A 新規予算計上 B 前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C 前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ● D 前年どおりの維持 E 前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F 予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G 統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	評価 A 新規予算計上 B 前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C 前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ● D 前年どおりの維持 E 前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F 予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G 統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】 ※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	特定健康診査の実施の際、高齢課、住民課と連携している。
町民・議員・各種団体からの意見等	議員からは健診期間延長及び各種がん検診との同時実施の意見が出されている。

事務事業名	特定健康診査・特定保健指導
担当部署	福祉部(局) 健康課(館) 特定健診係

【評価指標】

指標①	指標名	特定健康診査受診率			H20	H21	H22	H23	H24	H25			H26	H27
	目標値	単位	%	40	45	50	55	65	44					
	実績値	単位	%	40	42	42	43	44						
	他自治体の状況	自治体名	福生市	39	43	45	46	46						
	コメント													
瑞穂町特定健康診査等実施計画及び法定報告数値より、当該年度の実績値は翌年12月末に確定するため実績値は平成24年度までしか記載できない。また、25年度以降目標値は第2期特定健康診査等実施計画に記載の数値。														

指標②	指標名	特定保健指導実施率			H20	H21	H22	H23	H24	H25			H26	H27
	目標値	単位	%	18	23	28	35	45	25					
	実績値	単位	%	14	29	26	18	10						
	他自治体の状況	自治体名	福生市	22	22	21	15	17						
	コメント													
瑞穂町特定健康診査等実施計画及び法定報告数値より、当該年度の実績値は翌年12月末に確定するため実績値は平成24年度までしか記載できない。また、25年度以降目標値は第2期特定健康診査等実施計画に記載の数値。														

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25				H26	H27	
事業費		25,781	27,068	27,312	26,690	26,239	38,539	38,539	44,514	44,189	36,484	38,539	38,539
内訳	国庫支出金	4,924	4,592	5,071	5,390	6,939	7,641	7,641	8,269	8,269	6,574	7,641	7,641
	都支出金	4,924	4,592	5,071	5,390	6,939	7,641	7,641	8,269	8,269	6,574	7,641	7,641
	地方債及びその他の特定財源												
	一般財源	15,933	17,884	17,170	15,910	12,361	23,257	23,257	27,976	27,651	23,336	23,257	23,257
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求
	管理栄養士報酬費	2,520	2,640										
	嘱託員報酬				1,238	1,238	1,250	1,250	1,571	1,557	1,418	1,250	1,250
	臨時雇賃金	10	1,269	1,181									
	講師謝礼	47	10	30	50	57	98	98	64	64	63	98	98
	旅費		29	30	33	22			40	40	19		
	需用費	553	763	482	489	493	528	528	621	315	269	528	528
	役務費	763	1,052	963	919	871	1,506	1,506	1,315	1,310	966	1,506	1,506
	健診等委託料	19,406	18,542	23,015	22,337	21,415	33,435	33,435	39,129	39,129	28,539	33,435	33,435
	備品購入			12	13				73	73	71		
	特定健康診査・特定保健指導負担金	1,549	1,557	1,599	1,611	1,649	1,722	1,722	1,701	1,701	1,679	1,722	1,722
	償還金・利子及び割引料		1,206			494					3,460		
	コメント												
H25年度は、生活機能評価との同時実施を行わないため特定健診委託料は増額となっている。													

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	実施中
	実施予定
	● 検討中
	未検討
協働できない	

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	シート事業全部
	特定健康診査事業
	一部

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力  
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	健康づくり推進委員との協働により、制度の周知啓発及び受診率の向上が期待できる。
------------------	---

# ～ 特定健康診査 Q&A ～

太っていないし、去年受けたから今年は受けなくていいかしら？



太っていないからといって、身体が健康かどうかは分かりません。自覚症状のない生活習慣病を未然に防ぐためにも、毎年、健康診査を受けて身体の状態の変化を確認してください。そして、病気を未然に防ぐことは、服薬や治療にかかる医療費の抑制にもなります。

病気のため通院しているので、健診は受けなくてもいいですか？



特定健康診査で行う検査は、生活習慣病を早期発見・予防するための内容です。病気の治療に伴う検査とは、目的が異なりますので、ぜひご受診ください。

特定健診の受診は、強制ですか？受けないとどうなりますか？



強制ではありませんが、無料で生活習慣病の予防改善のアドバイスが受けられるこの制度は、たいへんお得です。また、特定健診・特定保健指導の受診率などが低い医療保険者は、後期高齢者医療制度への支援金が増額されることがあります。その結果、みなさんが支払う保険料（税）が増えるかもしれません。いつまでも安心して医療を受けるためにも、年に1度の健診を受けましょう。

平成 26 年度版

# 瑞穂町特定健康診査のご案内

特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健康診査です。併せて肝機能、腎機能、貧血等の検査もします。下記を必ずお読みになり、中面の受診方法にしたがって受診してください。

対 象	瑞穂町国民健康保険加入者で 40 歳から 74 歳の方 ※受診前に瑞穂町国民健康保険の資格がなくなった方、長期入院中、施設入所中、妊産婦の方は除きます。 ※昭和 14 年 10 月 31 日以前生まれの方には、6 月中に後期高齢者健康診査の受診券を送ります。
受診期間	平成 26 年 5 月 19 日（月）から 10 月 31 日（金）
健診費用	無料
健診内容	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査（血中脂質、肝機能、血糖値、貧血等）、尿検査、心電図等
個人情報の取り扱い	次の内容をご了承の上、健診を受診してください。 ①問診・健診結果は、健康課において特定保健指導や生活習慣病予防事業に活用させていただきます。また、東京都国民健康保険団体連合会の健診システムに登録され、匿名化し国への実績報告として提供します。 ②問診・健診結果は、健診結果票及び国で定められた形式の電子データを作成するために、健診データ処理事務委託機関に提供します。
職場で健診を受ける方	職場等の健康診断を受診される方は、特定健康診査を受診する必要はありません。職場等の健康診断の結果を健康課へご提出ください。ご提出いただくと、特定健康診査を受診したとみなされ、健診の結果、生活習慣の改善が必要な方には、町から特定保健指導や生活習慣病予防事業のご案内をお送りします。 提出先：健康課 特定健診係（保健センター内）
注意事項	不正に受診した者は、刑法により詐欺罪として懲役処分を受けることがあります。

※特定健康診査受診券は、平成 26 年 4 月 1 日時点での情報を基に作成しております。

## 【問合せ】

瑞穂町 福祉部 健康課 特定健診係（保健センター内）  
電話 042-557-5108（平日:8時30分～17時）

中面も必ずご覧ください。→

# 特定健康診査の受診方法

**お勧め期間**  
5月19日～8月31日

受診期間は、5月19日（月）から10月31日（金）までです。  
※10月は、非常に混雑します。なるべく早めの受診をお勧めします。

**1** 健診をどこで受診するか、下記の健診実施場所よりお選びください。（1カ所）予約が必要などには、予約してください。また、受診前に、次の事項をご確認ください。

**受診前日の注意**

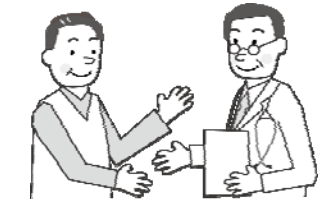
- ・ 正確な血液検査を実施するため、なるべく健診前 10 時間は水以外の飲食物はとらないことが望ましいです。
- ・ お薬は、いつも通りお飲みいただけます。
- ・ 健診前日は、アルコール摂取や激しい運動を控えてください。

**2** 休診日と診療時間をご確認の上、健診を受診してください。

**受診時の持ち物**

- ①健康診査受診券・質問票および受診票等（同封の用紙）
- ②国民健康保険被保険者証

**3** 健診を受診した医療機関等から健診結果をお受け取りください。健診の結果、特定保健指導の対象になった方には、別途通知が届きます。



## 【健診実施場所】

町内指定医療機関にかかりつけ医がある方は、かかりつけ医での受診をお勧めします。  
肝炎ウイルス検査（過去に受けたことがない方）と大腸がん検診を同時に無料で受診できますので、予約・受診の際にご確認ください。

● **町内指定医療機関**

※予約が必要などところがありますので、それぞれの医療機関にご確認ください。

医療機関名	住 所	電話番号
新井クリニック	長岡一丁目 51-2	557-0018
石畑診療所	石畑 207	557-0072
栗原医院	箱根ヶ崎 61	557-0100
高沢病院	二本木 722-1	556-2311
高水医院	箱根ヶ崎 282	557-0028
菜の花クリニック	殿ヶ谷 454	557-7995
丸野医院	長岡一丁目 14-9	556-5280
みずほクリニック	長岡長谷部 31-1	568-0300

● **公立福生病院** ※予約制（先着順）

平日の午前中に実施します。

予約方法 希望の健診日の3日前（土・日曜日、祝日を除く）までに、健康課に電話で予約してください。

予 約 先 健康課 電話 557-5108



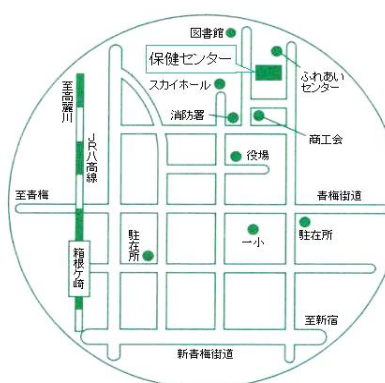
● **保健センター・殿ヶ谷会館 武蔵野コミュニティセンター** ※予約制（先着順） ※時間は午前中 ※『MIセンター』に委託して実施します。

町内指定医療機関、公立福生病院で受診される方は受診できません。  
※がん検診のみの受診はできません。

予約方法 希望の健診日の10日前までに健康課に電話で予約してください。

予 約 先 健康課 電話 557-5108

日 程	会 場	予約開始日	備 考
6月29日(日)	保健センター（石畑 1970）	5月12日(月)	
9月29日(月)		7月 3日(木)	※肺がん・胃がん検診が同時に受診できます。
9月 5日(金)	武蔵野コミュニティセンター（都営瑞穂アパート27号棟1階）	7月 3日(木)	※肺がん検診が同時に受診できます。
9月27日(土)	殿ヶ谷会館（殿ヶ谷 988）	7月 3日(木)	※肺がん検診が同時に受診できます。



# 特定健康診査の受診率向上策について

※特定健康診査を「特定健診」、健康診査を「健診」と表記します。

## 1 健康意識を高めていただきます

健康で快適な生活を送る意義についてのPRや特定健診の受診勧奨を行います。

- (1) 瑞穂町寿クラブ連合会など、各種団体の会議の際に健診の受診勧奨とともに、健康をPRします。〔継続実施〕
- (2) 瑞穂町健康づくり推進委員の皆さんへお願いし、委員自身から居住する地域の皆さんに対して、健診受診の勧奨と健康の大切さをPRしていただきます。〔継続実施〕
- (3) 地域単位で実施される健康づくり推進委員主催の健康づくりミニ集会などの機会に、町の国民健康保険加入者に限らず他の医療保険加入者も含め、健診の必要性と健康についての学習機会を設けます。〔継続実施〕
- (4) 広報媒体での健診受診勧奨  
町広報紙、町ホームページ、ケーブルテレビ、メール配信を活用し、健診受診勧奨と健康をPRします。〔継続実施〕
- (5) ポスターによる健診受診勧奨  
健診受診の勧奨用ポスターを掲示します。〔継続実施〕  
＜場所＞武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンター、寄り合いハウスいこい、図書館、寿楽、スカイホール、ふれあいセンター、町指定医療機関、町内金融機関等
- (6) 他の機関との連携  
シルバー人材センターの給与支払日に、給与封筒への健診受診勧奨チラシの同封を依頼します。〔平成25年度から実施〕

## 2 特定健診の習慣化を促します

特定健診が慣例行事であることを認識いただき、健診結果が健康状態確認の指標となることをご理解いただきます。

- (1) 町の国民健康保険税の納税通知へ健診受診勧奨文書を同封します。〔継続実施〕
- (2) 町の国民健康保険被保険者証の切替時期に、特定健診の受診勧奨文書を同封します。〔平成25年度実施：隔年実施〕

- (3) 健診の新規対象となる40歳到達者に対し、健診受診勧奨通知を発送します。〔平成25年度から実施〕
- (4) 1年分しか表示されない健診結果票について、複数年表示（5年間比較）できる様式にあらため、ご自身の健康の変化に興味をもっていただくと同時に、健診受診の慣例化を目指します。〔平成25年度から実施〕
- (5) 集団健診受診者の希望者に対し、保健師及び管理栄養士が健診結果を説明します。〔平成25年度から実施〕
- (6) 1年おきや2年おきといった、毎年、健診を受診しない方に対して、継続した受診を勧める文書を送付します。〔平成26年度実施〕

### 3 特定健診の「お得感」を演出します

特定健診日に、特定健診のみならず、ほかの検診を受けられるようにします。

- (1) 集団健診日に肺がん検診や胃がん検診を同時に受けられる日を設けます。〔継続実施〕
  - 《概要》 ○特定健診+肺がん検診 2日  
〔平成24年度から実施、平成26年度は1日追加〕
  - 特定健診+肺がん検診+胃がん検診 1日  
〔平成25年度から実施〕
- (2) 町外の医療機関で健診が受けられるようにします。  
平成23年度から公立福生病院で健診を受けることができるようになりました。〔継続実施〕

### 4 特定健診の利便性を向上させます

かかりつけ医のいない方へ、居住地域や休日に特定健診を受診できる仕組みを作ります。また、健診期間を延長します。

- (1) 武蔵野コミュニティセンターでの集団健診を実施します。〔平成24年度から実施〕
- (2) 殿ヶ谷会館での集団健診を実施します。〔平成25年度から実施〕
- (3) 土曜日と日曜日の集団健診日を設けます〔平成23年度から実施〕
- (4) 町内の医療機関における健診期間は、従来、5月中旬から9月まででしたが、期間を1か月延長した10月までとします。〔平成25年度から実施〕  
また、同様に公立福生病院も受診期間を1か月延長した10月までとします。〔平成26年度から実施〕